

カーボン・オフセット認証制度実施規則改定 新旧対応表

新（改定3版）		旧（改定2版）	
1条	カーボン・オフセット認証制度は、環境省認証基準に基づき個別のカーボン・オフセットの取組を認証する第三者認証、及びオフセット・プロバイダーの業務を確認し、その結果を公開するあんしんプロバイダー制度から構成され、認証センターにより実施されるものであり、適切なカーボン・オフセットの取組に対してカーボン・オフセット認証ラベル（以下、「カーボン・オフセットラベル」）の使用を認めるとともに、オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保することにより、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の普及を図り、国民による温室効果ガス排出量の認識及び一層の削減努力を促進することを目的としている。	1条	カーボン・オフセット認証制度は、環境省認証基準に基づき個別のカーボン・オフセットの取組を認証する第三者認証、及びオフセット・プロバイダーの業務を確認し、その結果を公開するあんしんプロバイダー制度から構成され、認証センターにより実施されるものであり、適切なカーボン・オフセットの取組に対してカーボン・オフセット認証ラベル（以下、「カーボン・オフセットラベル」）の使用を認めるとともに、オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保することにより、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の普及を図り、 <u>もって</u> 国民による温室効果ガス排出量の認識及び一層の削減努力を促進することを目的としている。
3条	（ <u>制度参加対象者</u> ） 本認証制度における個別のカーボン・オフセットの取組の <u>制度参加対象者</u> は、企業、NPO/NGO、自治体、政府、市民等の温室効果ガス排出を行っているあらゆる社会構成員とする。ただし、オフセット・プロバイダー等他者による申請の <u>代理</u> を認めるものとする。	3条	（ <u>認証対象者</u> ） 本認証制度における個別のカーボン・オフセットの取組の <u>認証対象者</u> は、企業、NPO/NGO、自治体、政府、市民等の温室効果ガス排出を行っているあらゆる社会構成員とする。ただし、オフセット・プロバイダー等他者による申請の <u>代行</u> を認めるものとする。
6条	（ <u>制度参加者登録</u> ） 1、2略 3 参加者登録により、別に定める約款に基づく契約関係が生じ、制度参加者と制度管理者の間における権利と義務の関係が生じることとする。 <u>かかる関係は当該制度参加者が行った本</u>	6条	（ <u>制度参加者と参加者登録</u> ） 1、2略 3、4、5削除 7 参加者登録により、別に定める約款に基づく契約関係が生じ、制度参加者と制度管理者の間における権利と義務の関係が生じることとする。

	<u>制度に基づく認証等の有効期間中、継続する（但し、かかる有効期間経過後といえども、制度参加者は既に発生した義務を免れるものではない）。</u>		
11条	<p>(規則の制定・改廃)</p> <p>本規則の制定は、第1回運営委員会における採択により発効する。</p> <p>2 本規則の改廃は、各委員会の発議に基づき、運営委員会において決議される。</p> <p>3 第1項に基づく本規則の制定及び前項に基づく本規則の改廃が発効する前に、認証センターは、ウェブページにおいて十分な期間において適切な予告を行い、利害関係者が表明した見解を考慮する。</p> <p>4 監督委員会は、運営委員会が、第2項に基づく本規則の改廃を決議した後、合理的であると考えられる期間内に、利害関係者に対して必要な対応を行ったことを検証する。</p>		<p>(規程の制定・改廃)</p> <p>当規程の制定は、第1回運営委員会における採択により発効する。</p> <p>2 当規程の改廃は、各委員会の発議に基づき、運営委員会において決議される。</p> <p>3 第1項に基づく当規程の制定及び前項に基づく当規程の改廃が発効する前に、認証センターは、ウェブページにおいて十分な期間において適切な予告を行い、利害関係者が表明した見解を考慮する。</p> <p>4 監督委員会は、運営委員会が、第2項に基づく当規程の改廃を決議した後、合理的であると考えられる期間内に、利害関係者に対して必要な対応を行ったことを検証する。</p>
14条	<p>(申請者)</p> <p>本認証制度においてカーボン・オフセットの案件の認証取得の申請を行うことができる者は、第6条の制度参加者であって、カーボン・オフセット認証ラベル使用の対象となる商品・サービス、会議・イベント、自己活動（以下「商品等」という）の提供あるいは実施を現に行っており、かつ、これらの実施状況等を本制度の条件及び趣旨に従って行うことができる者とする。具体的にはI-1商品使用・サービス利用オフセットについては、製造・販売業者・サービス提供者、I-2会議・イベント開催オフセットについては、会議・イベント開催主体、</p>	14条	<p>(認証単位の定義)</p> <p>本認証制度において認証する個別のカーボン・オフセットの取組（以下「案件」という）の認証単位は、以下の各号に掲げる条件（以下、「同一性条件」という）のいずれをも満たすものとする。</p> <p>(1) 温室効果ガス排出量の算定対象範囲（バウンダリ）の設定が同一であり、当該温室効果ガス排出量を算定の上で、カーボン・オフセットを一括して実施するもの</p> <p>(2) 物理的、時間的又は社会経済上・取引慣行上、同一と認識される商品・サービス、会議・イベン</p>

	<p><u>I-3 自己活動オフセットについては、オフセットの対象となる活動を現に行う者、II 自己活動オフセット支援については、オフセットに係る商品・サービス等の製造・販売業者・サービス提供業者を原則とする。また、複数の者が一つの前記各活動を共同して行っている場合には、全員が申請者となることを原則とする。</u></p>	<p><u>ト、自己活動（以下「商品等」という）であり、排出量の埋め合わせ及び情報提供において、同一性を損ねないもの</u></p> <p><u>(3) 商品等が一般名称ではなく商品名等により個別具体的で特定できるもの</u></p> <p><u>2 制度参加者は、当該制度参加者が第17条第3項に基づく認証を受けた案件（以下、「既認証案件」という。）に対して同一性条件を満たしている案件を新たに申請する場合は、既認証案件とは別に申請することとし、第21条第1項に基づく更新申請の際に単一の案件として申請することができる。</u></p>
15条	<p><u>申請者は、所定の手数料を認証センターに対して支払い、申請書を認証センターに対して提出するものとする。</u></p> <p><u>2 本認証制度において認証するカーボン・オフセットの取組において、以下の各号に掲げる条件のいずれをも満たす場合、同一の申請により申請を行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 申請者が同一であるもの</u></p> <p><u>(2) 申請日、認証基準に定める認証区分が同一であるもの</u></p> <p><u>(3) 認証取得時期が同一であるもの。ただし、審査の結果として認証取得時期が異なる場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>(4) 認証基準に定めるオフセット主体が同一であるもの。</u></p> <p><u>3 認証センターは、前項に基づき提出された申請書につき、要件が満たされているかを確認の上、受理する。</u></p> <p><u>4 前項に基づく確認の結果、要件が満たされていない場合の認証遅</u></p>	<p><u>15条</u></p> <p><u>制度参加者のうち、案件の認証を受けることを希望する者は、所定の手数料を認証センターに対して支払い、申請書を認証センターに対して提出するものとする。</u></p> <p><u>2 認証センターは、前項に基づき提出された申請書につき、形式要件が満たされているかを確認の上、受理する。</u></p> <p><u>3 前項に基づく確認の結果、形式要件が満たされていなかった場合の認証遅延の責は、制度参加者が負うものとする。</u></p> <p><u>4 第2項に基づく確認の結果、一の申請書が同一性条件を満たさない複数の案件から構成されていると判断した場合、認証センターは、当該制度参加者に対し、別途、申請を行うよう要請することができる。</u></p> <p><u>5 前項に基づく要請を受けた制度参加者は、前項に基づく申請に係る所定の手数料を認証センターに対して支払い、申請書を認証センターに対して再</u></p>

	<p>延の責は、<u>申請者が負うものとする。</u></p> <p>5 <u>第 3 項に基づく確認の結果、一の申請が第 15 条第 2 項の条件を満たさないと判断された場合、認証センターは、当該申請者に対し、別途、申請を行うよう要請することができる。</u></p> <p>6 <u>前項に基づく要請を受けた申請者は、前項に基づく申請に係る所定の手数を認証センターに対して支払い、申請書を認証センターに対して再度提出するものとする。</u></p> <p>7 <u>第 1 項及び前項における手数料については、運営経費や申請案件数、当該申請に含まれるカーボン・オフセットの取組の内容及び件数等を勘案し、運営委員会において合理的に定める。</u></p>		<p>度提出するものとする。</p> <p>6 <u>第 1 項及び前項における手数料については、運営経費や申請案件数等を勘案し、運営委員会において合理的に定める。</u></p>
17 条	<p>(案件の本審査)</p> <p>認証委員会は、前条第 3 項に基づき認証センターから提出された予備審査で得られた情報を踏まえ、本審査を行う。</p> <p>2 認証委員会は、前項における本審査においては、予備審査で得られた情報を基に、案件の適合性を判断する。</p>	17 条	<p>(案件の本審査・認証)</p> <p>認証委員会は、前条第 3 項に基づき認証センターから提出された予備審査で得られた情報を踏まえ、本審査を行う。</p> <p>2 認証委員会は、前項における本審査においては、予備審査で得られた情報を基に、案件の適合性を判断する。</p> <p>3、4、5 削除</p>
18 条	<p>(本審査における判断)</p> <p>前条第 1 項における本審査の結果、<u>認証基準にすべて適合していると認証委員会が判断した場合には、認証委員会は認証を与え、認証センターは認証結果を当該案件の申請者に通知するとともに、運営委員会に報告する。本制度に基づく認証は、認証基準に基づくオフセット済み認証及びオフセット予定認証からなる。</u></p> <p>2 <u>オフセット済み認証については、本審査の段階で無効化が実施されていることを原則とするが、無効化が商品</u></p>	18 条	<p>(案件の差し戻し)</p> <p>認証委員会は、前条第 1 項における本審査の結果、<u>認証基準に適合していないと判断した案件又は一の申請書が同一性条件を満たさない複数の案件から構成されていると判断した案件を制度参加者に差し戻す。(以下「差し戻し」という。)</u></p> <p>2 <u>前項に基づく差し戻しを受けた制度参加者は、申請内容を修正の上、再審査を含めて 2 回までは、認証委員会に対して修正申請を行うことができる。(以下「修正申請」という。) ただ</u></p>

	<p>等の提供あるいは実施前までに行われることが確実であると認証委員会が判断した場合には、認証委員会はオフセット済み認証に関する「仮認証」を与えることができる。この場合、認証センターが無効化の実施を確認したことを条件として、当該無効化が実施された部分に関してオフセット済み認証の効果が生じる。</p> <p>3 前条第1項における本審査の結果、軽微な修正等の条件が満たされることにより認証委員会の定めた期間内に認証基準に適合するものと認証委員会が判断した場合は、認証センターは、オフセット済み認証及びオフセット予定認証のいずれについても、「当該条件が成就することを条件とした認証」（以下「条件付き認証」という。）を当該案件の申請者に通知し、認証委員会が当該条件の成就を確認したことをもって認証が与えられる。</p> <p>4 前条第1項における本審査の結果、認証基準に適合していないと判断された場合は申請者に差し戻す。（以下「差し戻し」という。）差し戻しを受けた申請者は、申請内容を修正の上、3回までは、認証委員会に対して再申請を行うことができる。（以下「再申請」という。）再申請の回数が3回を超えた場合は、新規案件と同様の手続きを取ることにする。</p>		<p>し、軽微な修正により認証委員会の定めた期間内に認証基準に適合するものと認証委員会が判断した場合は、認証委員会は、当該条件が成就することを条件とした認証を与えることができる。（以下「条件付き認証」という。）</p>
19条	<p>認証センターは、前条に基づく認証が得られた申請者（仮認証を取得した申請者については、前条第2項に基づきオフセット済み認証の効力が発生したことを意味し、以下同様とする。また、以下、かかる資格における申請者</p>	19条	<p>認証取得者は、認証基準、制度文書及び別に定める約款を遵守することを条件に、認証書を外部に公表することができる。また、認証取得者は、許諾を得た認証対象についてのみ認証を取得した事実を公表し、かつカーボン・オ</p>

<p>を「<u>認証取得者</u>」という。)に対して、<u>認証委員会名で認証書を発行する。</u></p> <p><u>2 認証取得者は、認証基準、制度文書及び別に定める約款を遵守することを条件に、第 21 条に定める有効期間中、認証書を外部に公表することができる。また、認証取得者は、第 21 条に定める有効期間中、許諾を得た認証対象についてのみ認証を取得した事実を公表し、かつカーボン・オフセットラベルを使用する権利（以下「認証等の権利」という。）を有する。</u></p> <p><u>3 カーボン・オフセットラベルは社団法人海外環境協力センター（以下「当社団」という。）が意匠設計し、商標登録申請を行っているため、認証センター及び当社団は、カーボン・オフセットラベルが不正に使用された場合には、認証取得者の認証等の権利を取り消しするとともに、法的措置を取ることができる。</u></p> <p><u>4 認証センターは、運営委員会の指導のもと、第 8 条第 1 項並びに第 2 項に基づく認証案件の案件情報管理に係る実務を遂行し、ウェブページ上に第 8 条第 1 項並びに第 2 項の認証結果を公開する。</u></p>	<p>フセットラベルを使用する権利（以下「<u>認証等の権利</u>」という。）を有する。</p> <p><u>2 カーボン・オフセットラベルは社団法人海外環境協力センター（以下「当社団」という。）が意匠設計し、商標登録申請を行っているため、認証センター及び当社団は、カーボン・オフセットラベルが不正に使用された場合には、認証取得者のラベル使用権を停止するとともに、法的措置を取ることができる。</u></p>
<p>20 条</p> <p><u>（仮認証・条件付き認証の効果）</u> <u>第 18 条に基づく仮認証が与えられた申請者は、第 18 条第 2 項に基づきオフセット済み認証の効力が発生するまでは、第 19 条に定められた認証の効果を得ることはできない。但し、認証公表の準備を行うことはできる。なお、第 18 条第 2 項に基づきオフセット済み認証の効力が発生する前に、認証を取得したという公表を行った場</u></p>	<p>20 条</p> <p><u>（認証等の権利の存続期間）</u> <u>認証等の権利が存続する期間（以下、本章において「有効期間」という。）は、認証の一時停止、取消又は取り下げがない限り、第 17 条第 3 項の認証決定日から、申請され認証された有効期間満了日までとする。有効期間は、当該認証決定日が属する暦月の末日から起算して 1 年目の応答日までを最長とする。</u></p>

	<p>合や、カーボン・オフセットラベルを公に使用した場合は、仮認証の効果が取り消されるとともに、事後、同一案件について認証を取得することができない。</p> <p>2 第18条3項に基づく条件付き認証が与えられた申請者は、認証委員会から認証を与えられるまでは、第19条に定められた認証の効果をj得ることはできず、認証公表の準備を行うこともできない。認証取得前に、認証を取得したという公表を行った場合や、カーボン・オフセットラベルを公に使用した場合は、条件付き認証の効果を取り消されるとともに、事後、同一案件について認証を取得することができない。</p>
<p>21条 (認証等の権利の存続期間) <u>認証等の権利が存続する期間（以下、本章において「有効期間」という。）は、認証の一時停止、取消又は取り下げがない限り、第18条第1項及び第3項の認証決定日（仮認証を取得した申請者については、第18条第2項に基づきオフセット済み認証の効力が発生した日を意味するものとし、以下、同様とする。）又はその後の日で申請者が希望する日（以下「有効期間開始日」という。）から、申請され認証された有効期間満了日までとする。有効期間は、当該有効期間開始日が属する前月の末日から起算して1年目の応答日までを最長として申請者が指定した日までとする。ただし、有効期間開始日は認証決定日から1年以内の日に設定されるものとする。</u></p> <p>2 認証取得者は、認証決定日から前</p>	<p>2 有効期間内に、認証基準や制度文書等が改定された場合においても、認証時の基準等を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。</p> <p>3 認証センターは、ホームページにおいて認証等の失効情報を提供する。</p>
	<p>21条 (更新手続き) <u>認証取得者は、有効期間満了3ヶ月前より、所定の手数料を認証センターに支払い、本章の定めに従う更新手続きを申請することができる。</u></p> <p>2 認証委員会は、前項における更新申請につき、第17条第3項に基づく認証を行った内容との相違点を確認し、更新申請時点における認証基準に適合すると認められる場合は、有効期間の延長を認める。認証センターは認証委員会の承認に基づき、認証取得者に対して認証委員会名で更新認証書を発行する。更新承認において、予備審査が必要と認められる場合は、認証センターは予備審査を行うこととする。</p> <p>3 前項に基づき有効期間の延長が承認された場合には、当該認証の更新申請を行った認証取得者は引き続き、第19条第1項に定める認証等の権利を有</p>

	<p><u>項の有効期間開始日までは、認証等の権利を行使することはできない。ただし、認証公表の準備を行うことはできる。</u></p> <p><u>3 認証を受けた案件において実施された無効化の効果を他の案件に及ぼすことはできない。但し、付属書 D に記載された場合については、例外的な取扱いを認める。</u></p> <p><u>4 有効期間内に、認証基準や制度文書等が改定された場合においても、認証時の基準等を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。</u></p> <p><u>5 認証センターは、ホームページにおいて認証等の失効情報を提供する。</u></p>		<p><u>する。</u></p>
23 条	<p>認証取得者は、当該認証取得者が認証を受けた案件において商品等の設計もしくは仕様の変更又は認証取得者の経営体制等の変更等がある場合は、かかる変更等を実施する日から起算して 30 営業日より以前に、認証センター及び認証センターを通じて変更申請を行わなければならない。</p> <p><u>2 当該案件に関する変更申請の回数が 3 回を超えた場合は、所定の手数料を認証センターに対して支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 認証委員会は、当該変更申請について、第 18 条第 1 項及び第 3 項に基づく認証結果に相当の影響が生じる可能性がある場合は、速やかに当該認証案件の再審査を行う。その場合において、予備審査が必要と認められる場合は、認証センターは予備審査を行うこととする。</u></p> <p><u>4 認証センターは、認証委員会の前</u></p>	23 条	<p>認証取得者は、当該認証取得者が認証を受けた案件において商品等の設計もしくは仕様の変更又は認証取得者の経営体制等の変更等により、<u>第 17 条第 3 項に基づく認証結果に相当の影響が生じる可能性がある場合は、かかる変更等を実施する日から起算して 30 営業日より以前に、認証センター及び認証センターを通じて認証委員会に報告し、必要に応じて再審査を申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 認証委員会は、前項に基づく認証取得者の再審査の申請があった場合、当該案件に関する修正申請及び再審査申請の回数の合計が 2 回に至るまでは、速やかに当該認証案件の再審査を行う。当該案件に関する修正申請及び再審査申請の回数が 2 回を超えた場合は、再審査ではなく、新規案件と同様の手続きを取るものとする。再審査において、予備審査が必要と認められる</u></p>

	項に基づく再審査の結果に基づき、当該認証取得者に対し、是正措置の通知、認証範囲の変更や認証の一時停止及び取消を行うことができる。		場合は、認証センターは予備審査を行うこととする。 3 認証センターは、認証委員会の前項に基づく再審査の結果に基づき、当該認証取得者に対し、是正措置の通知、認証範囲の変更や認証の一時停止及び取消を行うことができる。
24条	<p>1、2 項略</p> <p>3 <u>オフセット予定認証</u>として認証を受けた認証取得者は、<u>第 18 条第 1 項及び第 3 項</u>に基づく認証を受けた時点における未定事項が確定し次第、すみやかに、未確定事項が確定した時点の条件が認証に適合するよう排出量クレジットを無効化しなければならない。ここでいう排出量クレジットとは、環境省「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」の第 2 章（3）に示された排出量クレジットを指すものとする。</p> <p>4 認証取得者は、認証センターに対し、それぞれに掲げる期限までに下記事項について書面又は電磁的方法により報告しなければならない。ただし、電磁的方法による報告については認証センターによる受領確認の通知をもって受領とみなす。</p> <p>（1）<u>オフセット予定認証</u>として認証を受けた認証取得者については、前項に定める無効化後 <u>10 営業日以内に</u>、前項の排出量クレジット無効化状況を含む申請時未定事項確定状況を報告する。</p> <p>（2）申請時の提出情報の一部に変更が生じた場合には、当該事実について、当該事実の発生した</p>	24条	<p>1、2 項略</p> <p>3 「<u>事前認証・事後確認</u>」時に認証を受けた認証取得者は、<u>第 17 条第 3 項</u>に基づく認証を受けた時点における未定事項が確定し次第、すみやかに、未確定事項が確定した時点の条件が認証に適合するよう排出量クレジットを無効化しなければならない。ここでいう排出量クレジットとは、環境省「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」の第 2 章（3）に示された排出量クレジットを指すものとする。</p> <p>4 認証取得者は、認証センターに対し、それぞれに掲げる期限までに下記事項について書面又は電磁的方法により報告しなければならない。ただし、電磁的方法による報告については認証センターによる受領確認の通知をもって受領とみなす。</p> <p>（1）「<u>事前認証・事後確認時</u>」の認証を受けた認証取得者については、前項に定める無効化後遅滞なく、前項の排出量クレジット無効化状況を含む申請時未定事項確定状況を報告する。</p> <p>（2）申請時の提出情報の一部に変更が生じた場合には、当該事実について、当該事実の発生した日から 10 営業日以内に報告する。</p> <p>（3）<u>申請時に報告した認証された商</u></p>

	<p>日から 10 営業日以内に報告する。</p> <p>(3) <u>有効期間満了時には、遅滞なく有効期間満了報告書を提出する。</u></p> <p>5、6、7 項略</p>		<p>品等に係る売上高の計画を、<u>認証センターが指定する所定の時期に報告する。</u>また、<u>有効期間満了時には、遅滞なく認証された商品等に係る出荷状況及び売上高実績額を報告する。</u></p> <p>5、6、7 項略</p>
25 条	<p>1、2 項略</p> <p>3 認証取得者が前条に定める義務に違反している疑義がある場合、又は監督委員会の勧告があった場合には、<u>認証センター又はその委託先は、認証取得者に事前に通知した上で、カーボン・オフセット認証制度の適正な実施を図る範囲内において、<u>認証取得者</u>の本支店、委託先等への立入りを含む調査をすることができる。</u></p> <p>4、5、6 項略</p>	25 条	<p>1、2 項略</p> <p>3 認証取得者が前条に定める義務に違反している疑義がある場合、又は監督委員会の勧告があった場合には、<u>認証センター又はその委託先は、認証取得者に事前に通知した上で、カーボン・オフセット認証制度の適正な実施を図る範囲内において、<u>制度参加者</u>の本支店、委託先等への立入りを含む調査をすることができる。</u></p> <p>4、5、6 項略</p>
26 条	<p>認証センターは、以下に定める事情に該当すると合理的に判断する場合には、当該認証取得者の関与するすべての案件の認証を取消すとともに、第 25 条第 6 項に基づく実費のほか、悪質性の程度に応じて、当該事象により発生した認証センターの直接的・間接的な被害に相当する損害賠償を請求することができ、認証取得者は、係る認証センターの求めに応じて支払いを行わなければならない。</p> <p>(1) 認証取得者が、第 24 条第 4 項第 3 号に基づく<u>有効期間満了報告</u>を行わない</p> <p>(2)、(3) 略</p>	26 条	<p>認証センターは、以下に定める事情に該当すると合理的に判断する場合には、当該認証取得者の関与するすべての案件の認証を取消すとともに、第 25 条第 6 項に基づく実費のほか、悪質性の程度に応じて、当該事象により発生した認証センターの直接的・間接的な被害に相当する損害賠償を請求することができ、認証取得者は、係る認証センターの求めに応じて支払いを行わなければならない。</p> <p>(1) 認証取得者が、第 24 条第 4 項第 3 号に基づく<u>出荷状況・売上高実績報告</u>を行わない</p> <p>(2)、(3) 略</p>
28 条	<p>1 項略</p> <p>2 認証取得者は、販売委託会社等の二次使用者も同様に認証基準や制度文書等を<u>理解し、不正使用等が防止さ</u></p>	28 条	<p>1 項略</p> <p>2 認証取得者は、販売委託会社等の二次使用者も同様に認証基準や制度文書等を<u>遵守するよう配慮しなければなら</u></p>

	<p>れるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 認証取得者の責めに帰すべき事由により認証取消となった場合でも、認証取得者は、認証センターに対し、諸手数料および概算使用料の返還を求めることはできない。</p>		<p>ない。</p> <p>3 認証取得者の責めに帰すべき事由により認証停止となった場合でも、認証取得者は、認証センターに対し、諸手数料および概算使用料の返還を求めることはできない。</p>
30条	<p>認証取得者は、認証センターの書面による事前の承諾なくして、認証等の権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。<u>また、認証取得者は、認証取得者以外の第三者が、認証を取得しているとの誤解を招くおそれのある一切の行為を行ってはならない。</u></p>	30条	<p>認証取得者は、認証センターの書面による事前の承諾なくして、認証等の権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。</p>
37条	<p>情報公開ならびに「あんしんプロバイダー」の名称使用の有効期間（以下、本章において「有効期間」という。）は、一時停止、又は取り下げがない限り、情報公開日の<u>前月</u>の末日から起算して1年目の応答日までを最長とする。</p> <p>2 有効期間内に、認証基準や制度文書等が改定された場合においても、<u>情報公開日の基準等</u>を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。</p> <p>3 項略</p>	37条	<p>情報公開ならびに「あんしんプロバイダー」の名称使用の有効期間（以下、本章において「有効期間」という。）は、一時停止、又は取り下げがない限り、<u>情報公開採択日から、申請受理日の歴月の末日</u>から起算して1年目の応答日までを最長とする。</p> <p>2 有効期間内に、認証基準や制度文書等が改定された場合においても、<u>認証時の基準等</u>を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。</p> <p>3 項略</p>
附則	<p>1. <u>本規則</u>が発効する期日より前に、認証センターがあんしんプロバイダー制度に基づきあんしんプロバイダー制度参加者の業務確認を行い、情報公開を行っている内容については、<u>本規則</u>が発効した年度の年度末までの間、第35条第3項に基づく情報公開内容と同等とみなす。</p> <p>2. 本規則におけるあんしんプロバイダー制度の取り扱いについては、平</p>	附則	<p>付則</p> <p>1. <u>本規程</u>が発効する期日より前に、認証センターがあんしんプロバイダー制度に基づきあんしんプロバイダー制度参加者の業務確認を行い、情報公開を行っている内容については、<u>本規程</u>が発効した年度の年度末までの間、第35条第3項に基づく情報公開内容と同等とみなす。</p> <p>2. 本規則におけるあんしんプロバイ</p>

	<p>成 20 年度施行分については、旧制度のもとで実施し、第 1 回運営委員会後の新規申込および更新に対してのみ本規則を適用する。</p> <p><u>3. 改定 1 は平成 21 年 9 月 2 日より適用される。</u></p> <p><u>4. 改定 2 は平成 21 年 12 月 22 日より適用される。</u></p> <p><u>5. 改定 3 は平成 22 年 4 月 1 日より適用される。ただし、以下の定めに従う。</u></p> <p><u>(1) 特に定めが無い場合には、改定 3 は、改定 3 の効力発生以前に参加者登録を行った者又は認証取得者に対しても適用され、これらの者は改定 3 に従う</u></p> <p><u>(2) 平成 21 年 12 月 22 日発効以前の本規則に基づいて認証を取得した者に対して定められていた、旧規則第 6 条第 3 項に定める参加者登録の有効期間は改定 3 により廃止された。それにより新たな手数料は発生しないものとする。</u></p>		<p>ダー制度の取り扱いについては、平成 20 年度施行分については、旧制度のもとで実施し、第 1 回運営委員会後の新規申込および更新に対してのみ本規則を適用する。</p>
付 属 書 A	<p>本認証制度の品質を保持するために、認証委員会における認証等の権利付与にあたっての条件を以下の通り設定する。<u>ただし、旧実施規則（改 2 までを指す）により申請をされた案件にのみ適用され、平成 23 年 7 月 31 日を以て付属書 A は廃止する。</u></p> <p>以下略</p>	付 属 書 A	<p>本認証制度の品質を保持するために、認証委員会における認証等の権利付与にあたっての条件を以下の通り設定する。</p> <p>以下略</p>

付 属 書 B	<p>認証等の権利の行使に係る使用料（以下「認証等使用料」という。）を算定するにあたっての支払い及び売上高の取扱について次のように定める。<u>ただし、旧実施規則（改2までを指す）により申請をされた案件にのみ適用され、平成23年7月31日を以て付属書Bは廃止する。</u></p> <p>以下略</p>	付 属 書 B	<p>認証等の権利の行使に係る使用料（以下「認証等使用料」という。）を算定するにあたっての支払い及び売上高の取扱について次のように定める。</p> <p>以下略</p>
付 属 書 D	<p>付属書D： 未使用クレジットの取り扱い（特例）</p> <p>旧実施規則（改2までを指す）による申請により、認証のタイミングを事後認証時として認証を受けた案件（以下、「付属書D対象案件」という）において、結果的に未使用となったクレジット（以下、「未使用クレジット」という）の取扱について以下の通り定める。ただし、この取扱いは有効期限が平成24年7月31日までの認証に限ることとし、平成24年7月31日を以て付属書Dは廃止する。</p> <p>1. 以下のクレジット量を未使用クレジットという。</p> <p>①付属書D対象案件において、ラベルを貼付した商品等の売上が申請時の想定売上高に達さなかったため、申請時に設定したオフセット量（無効化が完了したオフセット量）のうち、結果的に未使用となっている在庫分</p> <p>②付属書D対象案件において、商品・サービスの販売完了後または会議・イベントの開催後、もしくは自己活動完了後に算定のやり直しをした結果、算</p>		

	<p>定結果が、申請時に設定したオフセット量に満たなかった場合の、既に無効化した量から算定結果を差し引いた量</p> <p>2. 付属書 D 対象案件の認証取得者は、付属書 D 対象案件の有効期間終了後 1 回に限り、未使用クレジットを用いた申請を行うことができる。ただし、未使用クレジットの詳細情報を、事務局を通じて認証委員会に提出しなければならない。</p> <p>3. 本付属書により用いることができる未使用クレジットの最低量は 1t とする。</p>		
--	---	--	--